

令和8年度 青少年の健全育成に関する作文コンクール実施要項

1 趣 旨

青少年の非行や問題行動が多様化するなど、青少年たちの動向が憂慮され、社会問題となっているが、青少年自らが社会の形成者としての役割と責任を自覚し、健やかに成長することは社会全体の願いである。

そこで、青少年が、日常生活の中で感じたことや考えていることを作文にまとめ、広く社会に向けて表現することで、社会の中での自分の存在や、かわりについて考えるとともに、市民の方々の青少年に対する理解を深めてもらうことを目的とする。

2 主 催

川口市青少年保護育成本部
川口市教育委員会

3 応募資格（市内在住または在学）

- (1) 小学生（4～6年生）
- (2) 中学生

4 テーマ

- (1) 小学生の部 「人とのつながりで感じたこと」「私を変えたあの一言」
- (2) 中学生の部 「将来のために今取り組んでいること」「忘れられない言葉・人」

5 応募方法

- (1) 応募は1人1点
- (2) 小学生の部 400字詰原稿用紙3枚 （文字数1100字程度）
中学生の部 400字詰原稿用紙4枚 （文字数1500字程度）
（注）指定枚数、文字数以外の作品は審査の対象とらない。
- (3) 応募作品は未発表及び自筆のものに限る。

（注）他のコンクール等に出品した作品は応募できない。

- (4) 応募者は、原稿用紙1枚目の「1行目に題名、2行目に学年、クラス、氏名、ふりがな、3行目から本文」に入ること。

*学年、クラス、氏名（ふりがなの記載）漏れ、誤字、脱字の無いようにお願いします。
作文集は原文のまま掲載します。

6 募集方法

各市立小・中学校へ事業実施、作品募集の案内を行い、学校単位での作品提出を依頼する。
市内在住の私立小学校、中学校等に通っている児童、生徒に対しては広報紙、ホームページを通して案内を行い個人で作品提出ができるようにする。

7 入賞作品の選出方法

- (1) 選考手順
- ・1次選考…子ども部青少年対策室において、応募方法及び選考基準にあった作品を選出する。

・2次選考…学校教育部指導課において、一次選考を経た作品の中から、さらに基準にあった作品を選出する。

・最終審査…選考委員において、2次選考を経た作品を採点・審査する。入賞作品を選出し賞の種別を決定する。

(2) 選考の基準

- ・ 内容がテーマのねらいに合致していること。
- ・ 訴えかける内容であること。
- ・ 誰にでも理解できる表現であること。
- ・ 表現に誤りがないこと等。

(3) 選考委員は審査会を構成する。詳細は別に定める。

(4) 入賞

入賞の賞種別は次のとおりとし、()内は予定数とする。

最優秀賞(2編)、優秀賞(6編)、入選(10編)、佳作(若干編)

8 表 彰

(1) 期日・会場

「明るい街づくり運動推進大会」において表彰する。

令和9年2月13日(土) / 会場：川口市役所第二本庁舎 6階

(2) 内容

最優秀賞 2編(各部門1編)

優秀賞 6編(各部門3編程度)

入選 10編(各部門5編程度)

佳作 若干編

(3) 方法

最優秀賞、優秀賞、入選の受賞者には、賞状を贈り表彰する。

なお、最優秀賞受賞者は作品の朗読発表を行う。

佳作の受賞者には、賞状は学校を通して本人へ贈り表彰に代える。

9 応募期限及び応募先

令和8年9月30日(水) 必着(郵送の場合は、当日の消印有効)

川口市青少年保護育成本部(川口市子ども部青少年対策室内)

郵送 〒332-8601 川口市青木2-1-1

窓 口 川口市役所 第二本庁舎 3階

電話 048-258-1115(直通) / FAX 048-259-4961

10 その他

(1) 応募作品は返却しない。

(2) 入賞の決定及び表彰式への出席依頼は、学校を通し本人及び保護者へ行う。

(3) 入賞した作品は作品集にまとめ、本人及び関係機関に配布する。市ホームページにも掲載する。

(4) 最優秀賞・優秀賞の作品は、埼玉県「令和9年度少年の主張埼玉県大会」へ推薦する。

記載例

学年・クラス・氏名・ふりがなを必ず記入してください

[illegible]